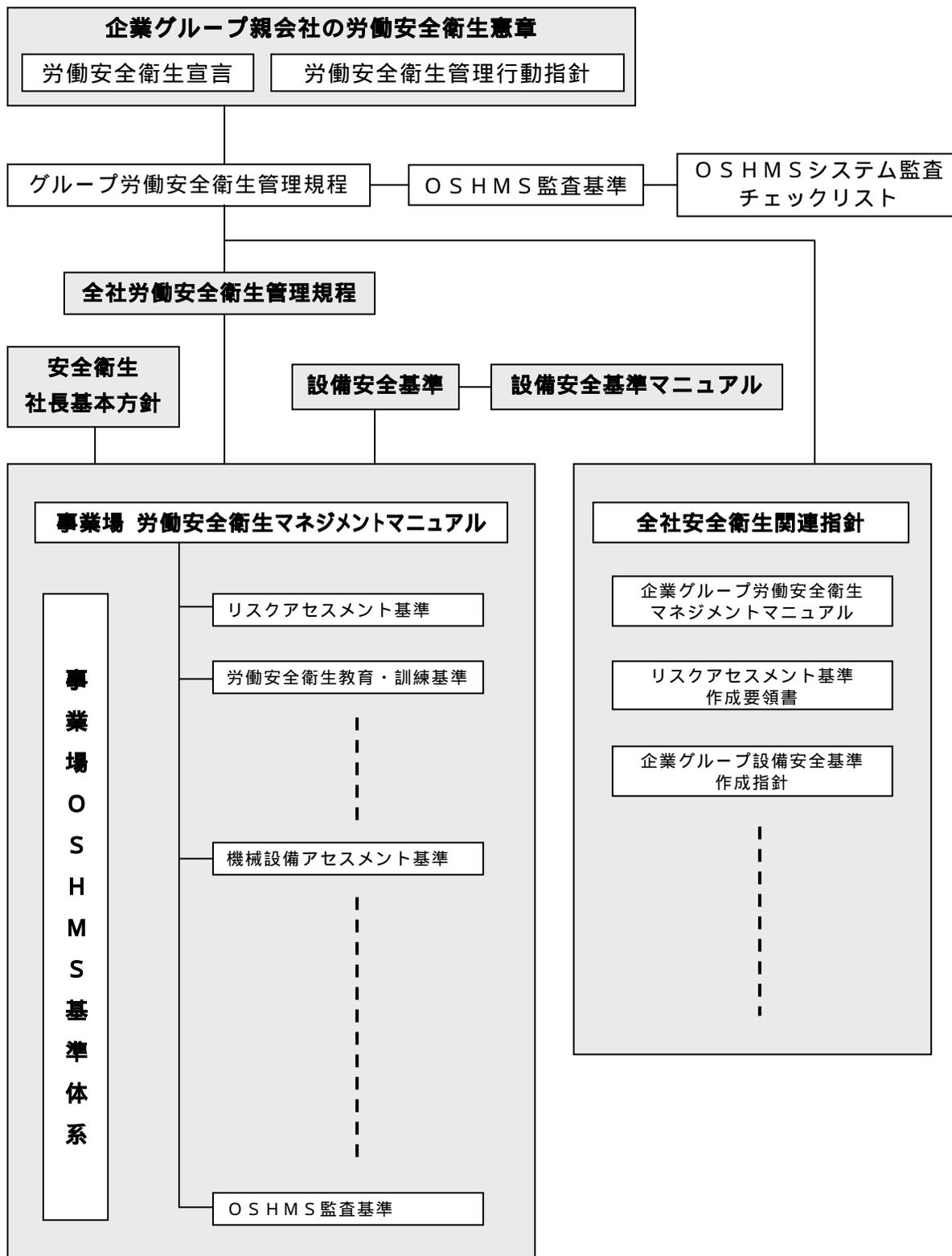
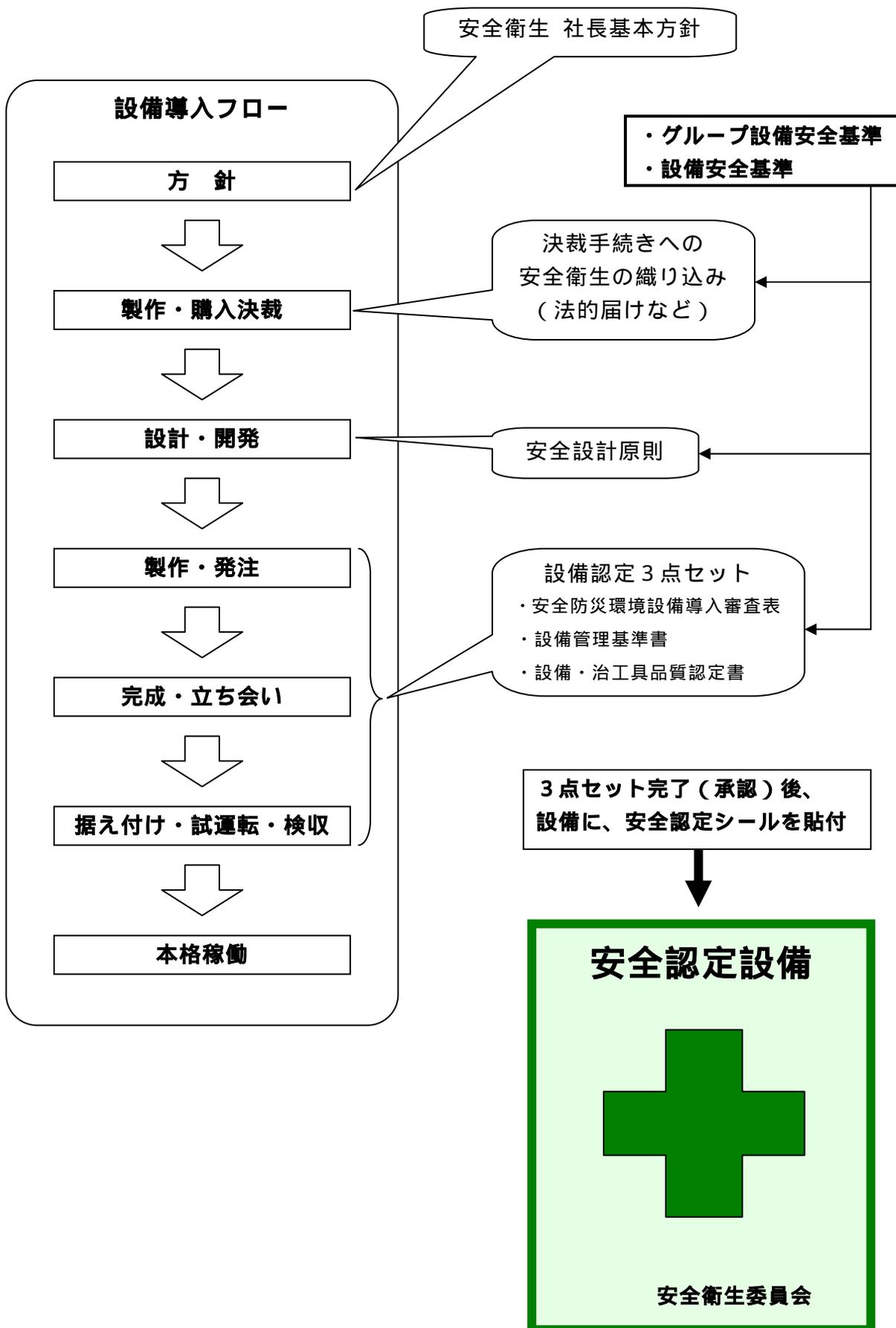


安全衛生関連 規程・基準体系図 ( 概要 )



### 安全設備導入の手順



## 1 ページ目のみ掲載

種 類	全社業務管理規程
記号番号	104 - A - 10(R2)
制 定 日	2003年1月27日
実 施 日	2003年1月27日
制 定 権 者	生産技術担当役員
管理責任者	生産技術部門総括責任者

## 設 備 安 全 基 準

## 第1章 総 則

目 的	第1条 この基準は 株式会社及び国内関係会社で開発、製作または購入する生産設備、試験設備等のライフサイクルを通じて従業員の安全と健康を確保することを目的とする。
適 用 範 囲	第2条 この基準は 株式会社及び国内関係会社において使用する設備に適用する。 本基準を適用する設備とは生産用/実験用、市販/特注/内製を問わず事業場で使用される機械設備・電気設備・化学設備及びそれに付随するはしご・階段等を指す。ただし一般に市販されている標準設備のうち下記のものとは適用外とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ フォークリフト・エレベータ・クレーン等構造規格のある車両・構築物</li> <li>・ 受電設備・ボイラーなど公的資格を有する者しか触れない設備</li> <li>・ 建物自体</li> <li>・ 動力部、有害物、高温等を含まない単体構造物</li> </ul>
基準の位置付け	第3条 この基準では業務上における傷害・疾病を防止するために配慮すべき項目を規定し、具体的な方法・規格等は 株式会社設備安全マニュアル（以下マニュアルと略す）で定める。
法令の順守	第4条 この基準は日本国内における安全等に関する各種関係法令、条例を順守することを基本とし、これらの拘束を受ける。
基準の順守	第5条 設備の開発・製作・購入にあたってはマニュアルを順守することを基本とする。 ただし、「～する」「～ねばならない」等の断定的な記述以外はこの限りでなく可能な限り配慮する。
制定・改廃	第6条 本基準の制定、改廃については次のとおり行う。